

## 第93回 金沢市都市計画審議会議事録

### 1. 日時

令和2年6月30日（水）10:00～10:30

### 2. 場所

金沢市役所 7階 全員協議会室

### 3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 井口 栄市  | 金沢市農業委員会会長      |
| 島田 明子  | 弁護士             |
| 竹村 裕樹  | 金沢学院大学特任教授      |
| 出村 昌史  | 金沢大学准教授         |
| 中山 晶一朗 | 金沢大学教授          |
| 西田 哲次  | 金沢商工会議所常務理事     |
| 西野 辰哉  | 金沢大学准教授         |
| 濱崎 英明  | 金沢経済同友会代表幹事     |
| 眞鍋 知子  | 金沢大学教授          |
| 吉田 朗子  | 石川県消費生活支援センター所長 |
- ②市議会議員
- |       |                |
|-------|----------------|
| 喜多 浩一 | 金沢市議会副議長       |
| 高 誠   | 金沢市議会総務常任委員長   |
| 前 誠一  | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 山田 哲也  | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理） |
| 城ヶ崎 正人 | 石川県土木部長（代理）                |
| 安田 秀樹  | 石川県農林水産部長（代理）              |
| 南野 広明  | 石川県警察本部交通部長（代理）            |
- ④市民
- |         |                |
|---------|----------------|
| 笹井 鍊造   | 金沢市町会連合会副会長    |
| 能木場 由紀子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会長 |

(司会)

定刻となりましたので、只今より第93回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案審議として市決定案件が3件ございます。また、その他案件結果報告がございます。十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の坪田より、ご挨拶を申し上げます。

(坪田局長)

皆様、おはようございます。都市整備局の坪田でございます。本日は、委員の皆様におかれましてはご多忙の中、本都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に対し多大なるご尽力をいただきまして、重ねて感謝を申し上げます。

さて、県内では第一波が収束したとの報道があった新型コロナウイルスですが、その影響は私たちの生活や行動を大きく制限するとともに、これからの生活様式や働き方についても大きく根本から変えようとしております。本市におきましても、感染防止や経済対策をとった多くの対策を的確かつ迅速に進めますとともに、職員の在宅ワークや電子申請の普及などといった with コロナに対応した行政運営を進めていきたいと思っているところであります。本日の審議会につきましても、多少距離をとった座席の配置とマスク着用での開催としております。何卒、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

本日の審議案件ですが、昨年秋に工業団地の拡張用地として、市街化区域に編入いたしました、打木地区といなほ地区におきまして、周辺と一体的な土地利用を図るため用途地域の変更と地区計画の決定を諮るものでございます。皆様には忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介します。金沢市農業委員会長、井口栄市委員でございます。弁護士の島田明子委員でございます。金沢学院大学特任教授、竹村裕樹委員でございます。金沢大学准教授、出村昌史委員でございます。金沢大学教授、中山晶一郎委員でございます。金沢商工会議所常務理事、西田哲次委員でございます。金沢大学准教授、西野辰哉委員でございます。金沢経済同友会代表幹事、濱崎英明委員でございます。金沢大学教授、眞鍋知子委員でございます。石川県消費生活支援センター所長、吉田朗子委員でございます。金沢市議会副議長、喜多浩一委員でございます。金沢市議会総務常任委員長、高誠委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長、前誠一委員でございます。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長、山田哲也委員でございます。

が、本日は渡部建設専門官に代理出席をいただいております。石川県土木部長、城ヶ崎正人委員でございますが、本日は、高橋都市計画課長に代理出席をいただいております。石川県農林水産部長、安田秀樹委員でございますが、本日は中出農業政策課長補佐に代理出席をいただいております。石川県警察本部交通部長、南野広明委員でございますが、本日は伊藤交通規制課次席に代理出席をいただいております。金沢市町会連合会副会長、笹井錬造委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会長、能木場由紀子委員でございます。

また、本日ご欠席されておりますが、金沢工業大学教授、蜂谷俊雄様にも、委員にご就任いただいております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、会長が空席となっておりますので、規則上、新たに選出する必要がございます。金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっています。事務局からの提案ではございますが、これまでの経緯から、引き続き、竹村委員に会長をお願いしたいと存じますが、皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。「異議なし。」ということですので、竹村委員に会長をお願いしたいと存じます。恐縮ではございますが、竹村委員は会長席に移動願います。

それでは、金沢市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、竹村委員に議事の進行をお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしくお願い致します。

(竹村会長)

皆さんこんにちは。金沢学院大学の竹村です。よろしくお願い致します。新型コロナもなかなかスッキリ終息せず、大変ご苦労されているかなと思います。大変お疲れ様でございます。都市計画についてであります。初めて都市計画法ができた年が1919年なので、ちょうど100年ほど前です。現在の線引き制度等が出来たのが50年ほど前の1968年で、これが現行の法制度となっております。今は、人口減少あるいは少子高齢化等、いろいろなことが起きています。更には、災害が多発し、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。また、都市計画というのは、今日お集まりの皆さんが各分野から集まっていますように、幅広に360度を見ているような、そういう分野でありまして、まさに幅広に総合的に物事を判断していかなくてはいけないと思っております。100年の計画と申しますが、やはり金沢市でもしっかりと都市の将来像を持っておりまして、それをみんなで共有した上で官民共同でしっかりと足下

から一つずつ実現して良いまちづくりに繋げていければなというふうに思っております。皆様もご協力よろしく申し上げます。それではこの都市計画審議会につきましては、また皆様の新たな忌憚のないご意見をいただいて、有意義なものにしたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは議事に入ります前に、金沢市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。職務代理者につきましては、引き続き、蜂谷委員にお願ひしたいと存じます。

本日はご欠席とのことですので、事務局から蜂谷委員にご説明いただければと思っておりますが、蜂谷委員でよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(竹村会長)

ありがとうございます。では、事務局の方からまた、蜂谷委員にこの旨をしっかりと伝えただければと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内19名が出席しておりますので、金沢市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、西田委員、眞鍋委員にお願ひします。お二人にはどうぞよろしくお願ひいたします。

それではさっそく議事に入りたいと思ひます。本日の案件は、議案第403号「金沢都市計画 用途地域の変更」議案第404号及び405号「金沢都市計画 地区計画の決定」となっております。これらの3件につきましては、関連のあるもので一連の案件となっておりますので、事務局から一括してお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(事務局)

都市計画課です。よろしくお願ひいたします。今回、議案第403号、404号、405号につきましては、対象となる地区において、用途地域の変更と併せて、地区計画の決定を行うものでありますことから、一連の案件として、一括でのご説明とさせていただきます。

まず、最初に、議案第403号「金沢都市計画 用途地域の変更」打木地区及び中屋町地区についてご説明いたします。お手元の議案書で2ページから4ページとなります。前方のスクリーンと併せてご覧下さい。

対象地区の位置図です。議案書は3ページ目となります。地図上でお示ししてありますとおり、打木地区及び中屋町地区については、両地区ともに、金沢市の西部に位置し、白山インター又は金沢外環状道路海側幹線に近接するとともに、それぞれ、既存の工業団地に面する地区となっております。また、当該2地区については、昨年度の9月25日に開催しました、第91回金沢市都市計画審議会にて、区域区分の変更及び用途地域の変更についてご審議いただいております。新規工場の誘致や市街地内の工場の再編を推進する地区として市街化編入を行い、併せて、今後の区画道路等の公共施設整備に備えて建築物の建築を極力抑制するため、暫定的な用途地域として、建築物の用途制限が最も厳しい工業専用地域（建ぺい率30%）が指定されております。それでは、それぞれの内容について、順にご説明いたします。

こちらは、打木地区です。議案書は4ページ目となります。面積は約17.2haで、先ほどご説明しましたとおり、当該地区は、既存の安原異業種工業団地に面しており、現在、暫定的に工業専用地域として用途地域が指定されております。

用途地域の変更（案）としましては、現在の工業専用地域（建ぺい率30%、容積率200%）から、工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）に変更することとしております。また、変更理由としましては、周辺地区との一体的な土地利用の促進を図るため、公共施設整備の進捗に伴い、暫定的に指定した用途地域から本用途地域へ変更するものであります。

次に、中屋町地区です。面積は、約2.8haとなります。当該地区については、既存のいなほ工業団地に面しており、打木地区同様に、現在、暫定的に工業専用地域として用途地域が指定されております。

用途地域の変更（案）についても、同様に、現在の工業専用地域（建ぺい率30%、容積率200%）から、工業地域（建ぺい率60%、容積率200%）に変更することとしております。また、変更理由については、周辺地区との一体的な土地利用の促進を図るため、公共施設整備の進捗に伴い、暫定的に指定した用途地域から本用途地域へ変更するものであります。

なお、本件については、令和2年5月21日から6月4日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上、議案第403号「金沢都市計画 用途地域の変更」について説明いたしました。

続きまして、議案第404号「金沢都市計画 地区計画の決定」第5次安原異業種工業団地地区についてご説明いたします。議案書は5ページから8ページとなります。対象地区の位置図です。議案書は7ページ目となります。

先ほどの打木地区において、今回新たに、第5次安原異業種工業団地地区として地区計画を定めるもので、面積は約17.2haとなります。

計画図です。議案書は8ページ目となります。赤ハッチで囲まれた部分が、地区計

画区域となり、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を定めるものであります。

こちらは、航空写真です。既存の安原異業種工業団地の南西側に位置しております。こちらは、対象地の北東側から撮影したものです。赤枠の範囲が対象地となります。こちらは、対象地の北西側から撮影したものです。

次に、地区計画の内容についてご説明いたします。議案書は前後いたしますが、5ページ及び6ページとなります。地区計画の目標については、「工業系市街地として適正な土地利用を図ることによって、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。」としています。土地利用の方針については、「本地区の北側及び東側に立地する既存工業団地と一体化した地区として、製造・物流施設を主体とし、住居系建築物を制限するとともに、一部自家販売のための小規模な店舗等を併設した施設も立地した工業団地としての土地利用を図る。」としています。

地区整備計画についてです。まず、建築物等の用途の制限としましては、建築基準法に基づき工業地域内に建築できるもののうち、当該工業団地として適正な土地利用を図るため、次に掲げる用途の建築物等は建築してはならないことを規定しています。順に(1)畜舎。(2)住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿。ただし、工場における業務に従事する者のために建築される寄宿舍又は共同住宅で、次のア及びイのいずれにも該当するものを除きます。ア：当該工場と一の建築物であるもの。イ：床面積の合計が、当該工場の作業場の床面積の合計を超えないもの。(3)神社、寺院、教会その他これらに類するもの。(4)老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの。(5)公衆浴場、診療所又は自動車教習所。(6)店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの。ただし、自家販売のための店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので床面積の合計が1,000㎡以内のものを除きます。(7)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの。(8)建築基準法別表第2(に)項第3号に掲げる運動施設。これは、ボーリング場、スケート場、水泳場などのことを示しています。(9)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。(10)カラオケボックスその他これに類するもの。(11)図書館、博物館その他これらに類するもの。(12)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第2号から第5号までに掲げる営業の用に供する建築物。これは、喫茶店、バーなどの飲食店で、10ルクス以下の暗い店内の営業、いわゆる低照度飲食店や一区画が5㎡以下の見通しの悪い店内の営業、いわゆる区画席飲食店又は、ゲームセンターなどアミューズメント施設で客に射幸心をそそる恐れのある遊技施設で遊技させる営業などのことを示しています。以上が、建築物等の用途の制限となります。

次に、建築物の敷地面積の最低限度については、公園を除いた敷地で、敷地面積1,000

m<sup>2</sup>以上とします。

続いて、壁面の位置の制限については、建築物の壁面等から、道路境界線までの距離の最低限度を2m。隣地、公園、水路、管理用通路若しくは調整池の境界線までの距離の最低限度を1mとします。

次に、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限については、広告物は、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、景観形成上支障がないもので、建築物の屋上及び屋根面に設置しないこと。また、表示面を含め、壁面後退部分に設置しないこととします。ただし、地盤面からの最低高を3m以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が1m以内のものを除きます。

次に、垣又は柵の構造の制限については、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のいずれかに該当するものとします。(1)生け垣、植栽又は高さが1.8m以下の透過性のフェンス。(2)レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが0.6m以下のもの。(3)前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの。なお、透過性のフェンスと組み合わせたものについては、高さが1.8m以下のものに限ります。

続きまして、議案第405号「金沢都市計画 地区計画の決定」第2次いなほ工業団地地区についてご説明いたします。議案書は9ページから12ページとなります。

対象地区の位置図です。議案書は11ページ目となります。ほどの中屋町地区において、今回、新たに第2次いなほ工業団地地区として地区計画を定めるもので、面積は約2.2haとなります。

計画図です。議案書は12ページ目となります。赤ハッチで囲まれた部分が、地区計画区域となり、周辺環境と調和した工業団地の形成を目標に、工業地区としての適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を定めるものであります。

こちらは、航空写真です。既存のいなほ工業団地の北側に位置しております。こちらは、対象地の南東側から撮影したものです。赤枠の範囲が対象地となります。

次に、地区計画の内容についてご説明いたします。議案書は前後いたしますが、9ページ及び10ページとなります。

地区計画の目標については、地区計画を策定し、「工業系市街地として適正な土地利用を図ることにより、周辺環境と調和した活力と潤いのある工業団地の形成を目標とする。」としています。土地利用の方針については、「本地区南側に立地する既存のいなほ工業団地と一体化した工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限により用途の混在を防止するとともに、その他建築物等に関する規制を行い、北陸自動車道からの景観や、東側に広がる住居系地区への環境等に配慮した土地利用を図る。」としています。

なお、以下地区整備計画については、先ほどの「第5次安原異業種工業団地地区」

と同じ内容となりますことから、説明を割愛させていただきたいと思います。

最後に、両案件について、令和2年5月21日から6月4日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

(竹村会長)

只今の第403号から405号までの3件を一括でご説明いただきましたが、これについて、何かご意見やご質問がありましたらどこからでも挙手をお願いします。

用途ということで、打木と中屋地区の用途を前回決めていたのですが、厳しく、変なものが建たないように、例えば建ぺい率30%とか。そういう厳しくしていたものを今回整備が進んだので、最終的にこういう本用途にしたいというものに合わせて地区計画もきめ細かく定めたという案件となります。特にご意見ありませんか。

(各委員意見等なし)

(竹村会長)

特にご意見もないようですので、本案どおり答申させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

それでは、案件結果報告をご説明いたします。議案書で13ページ目となりますので、スクリーンと併せてご覧下さい。案件結果報告については、令和2年2月26日に開催しました、第92回金沢市都市計画審議会でご審議いただいた、2件をご報告いたします。

まず、議案第401号「金沢都市計画 下水道の変更」については、令和2年4月1日付け金沢市告示第141号で決定の告示がなされたことを、ご報告いたします。

次に、議案第402号「金沢都市計画 緑地の変更」についても同様に、令和2年4月1日付け金沢市告示第141号で決定の告示がなされたことを、ご報告いたします。

以上、案件結果報告をご説明させていただきました。

(竹村会長)

ありがとうございます。こちらは前回の2件ですけれども、滞りなく決定の手続きを終えたということです。このことについて何かご意見やご質問がありますか。よろしいですか。



(各委員意見等なし)

(竹村会長)

それでは、少し早いですが、本日すべての案件につきまして、滞りなく審議が終了しました。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。それでは、進行を事務局の方にお返しします。よろしくお願いいたします。

(事務局)

竹村会長どうもありがとうございました。そして委員の皆様におかれましても、慎重なご審議をいただきありがとうございます。ご審議いただいた案件につきまして、手続きを進めさせていただきます。それでは、本日の金沢市都市計画審議会を閉会いたします。皆様本日はありがとうございました。

—以上—